

○制限区域安全管理要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県天草飛行場業務処理規程（以下この条において「規程」という。）第16条の規定に基づき、熊本県天草飛行場（以下「飛行場」という。）の立入制限区域内における人の立入り、車両の運転及び使用方法等について定め、制限区域内における安全と秩序を維持し、円滑な運用を図ることを目的とする。

2 この要領における用語の定義は、規程第2条に定めるところによる。

(適用)

第2条 この要領は、熊本県天草飛行場条例（平成11年熊本県条例第56号。以下「条例」という。）第10条ただし書により知事の許可を受けた者が制限区域内に立ち入る場合、又は同第11条第1項ただし書により知事の許可を受けた者が制限区域において、車両を運行の用に供し、若しくは運転する場合に適用する。

(制限区域)

第3条 条例第10条に規定する制限区域は、天草飛行場制限区域内図（別図）赤線の範囲とする。なお、管理運用上次の各号のとおり区分する。

(1) 着陸帯 長さは滑走路の長辺の両端にそれぞれ60メートル延長し、幅は滑走路の縦方向の中心線から左右それぞれ60メートルの距離を有する矩形部分（1,120メートル×120メートル）

(2) 誘導路

(3) 航空機走行区域 滑走路及び誘導路

(4) エプロン区域

(5) 保安区域 ターミナルビル内の出発旅客動線（旅客保安検査場入口からエプロン側の出口に至る区域）及び到着旅客動線（エプロン側のターミナルビル入口から受託手荷受取物を経てロビーの出口に至る区域）

(6) その他区域 第1号から前号以外の制限区域（航空保安無線施設、車両通行帯を含む場周道路等をいう。）

(立入区域等の指定)

第4条 制限区域立入り、制限区域内車両運行又は制限区域内車両運転の許可区域は、制限区域内立入証又は制限区域内車両運行許可証に記載された区域のみとする。

(事故報告等)

第5条 制限区域内において、車両運転中又はその他の理由で航空機、航空保安施設、飛行場の重要な設備及び車両を損傷するなどの事故を発生させたとき、若しくはその事実を知ったときは、直ちに所長に報告しなければならない。また、その事故が人身に係る場合には、所轄の警察署にも通報しなければならない。

2 不法侵入者、不審な事物を発見したとき、又は不測の事態を知ったときは、直ちに所長又は対空通信室へ通報しなければならない。

(取消等)

第6条 制限区域内において、この要領に違反したとき又飛行場の管理上必要があると認めるとき、所長は、許可を取り消し、又は許可の内容を変更する場合がある。

(その他)

第7条 所長は、制限区域内の運用及び管理状況の点検を毎日行い、区域の秩序の維持を図るものとする。

る。

- 2 この要領に疑義がある場合、又は定めのない事項については、その都度、所長に照会するとともに、その指示に従わなければならない。

(立入許可申請条件)

第8条 制限区域内の立入りの許可は、次の各号に該当する者で、航空法(昭和27年法律第231号)、条例その他関係法令及び航空機の特性、空港の概要その他制限区域内の安全確保に関する知識(以下「制限区域安全知識」という。)を有すると認められた者に限り許可する。

- (1) 航空機整備員及びその補助者
- (2) 運航管理者及びその補助者
- (3) 乗客の誘導又は航空機との連絡要員
- (4) 燃料、貨物、機上食等の積卸要員
- (5) 制限区域内に立入ることを本務とする者
- (6) その他所長が、制限区域内に立ち入ることが必要と認められた者

(立入許可申請)

第9条 制限区域内立入りの許可を受けようとする者は、制限区域内立入許可申請書(規則別記第4号様式)を、原則として許可を受けようとする1週間前までに所長に提出しなければならない。

- 2 立入期間が24時間を越える場合は、写真(脱帽上半身縦3×横2.4センチメートルとし、写真台帳(別記第1号様式)を使用する等により顔と氏名を照合できるようにすること。)を前項の申請書に添付するものとする。

(立入許可)

第10条 所長は、第8条各号に該当する者について、制限区域内立入許可申請書の提出を受け、これを審査し、講習及び試験(以下「講習等」という。)を実施した後、次号に掲げる立入期間に応じて、それぞれ当該各号に定める制限区域内立入証を交付する。

- (1) 24時間以上 標準ランプパス(別記第2号様式)
 - (2) 24時間未満 ビジターパス(別記第3号様式)、腕章(別記第4号様式)、又は所長が制限区域内立入許可証に代えることができると認定したもの。
- 2 所長は、前項第1号の許可に際しては、制限区域内立入許可証に「許可番号・立入許可区域・有効期間」を付して交付する。また、前項第2号のうちビジターパスの許可に際しては、許可番号のみを付して交付する。
 - 3 標準ランプパスの有効期間は、契約期間に応じたのものと、またこれによらない場合であっても2暦年を越えることができない。
 - 4 所長は、第8条第6号に該当する者が極めて短い時間に限って制限区域内へ立ち入る場合については、第9条の規定にかかわらず、ビジター用制限区域内立入許可申請書(車両運転・車両使用)(別記第5号様式)への記載を申請とみなし、これと引き換えに第1項第2号に定める許可証を交付することにより許可できるものとする。
 - 5 第1項第2号及び前項のビジターパスその他の制限区域内立入許可証による立入りは、必ず標準ランプパスを所有する者と行動を共にしなければならない。
 - 6 制限区域内立入許可証は、保安区域立入許可証を兼ねるものとする。
 - 7 所長は、次の各号に掲げる場合は、講習等を免除することができる。
 - (1) 制限区域安全知識の付与に責任を有する者を通して、制限区域安全知識を有することを示す書類(制限区域への立入りに限る。)の提出があった場合
 - (2) 申請者が過去2年以内に講習等を受けており、かつ、過去1年以内に制限区域内立入許可を受

けている場合

- (3) 職員、運用者並びに天草空港において気象観測業務、消防業務、航空灯火保守管理業務及び機械警備業務並びに国内定期航空運送事業（整備業務含む。）に従事する者が制限区域内立入許可の更新を申請する場合

（臨時立入許可）

第10条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、臨時に制限区域又は保安区域へ単独で立入りが必要であり、かつ、制限区域安全知識を有していると所長が認める者に限り、臨時ランプパス（別記第3号の2様式）を交付することができる。

(1) 航空法第134条の規定により立入検査を行う者

(2) 他の空港において有効なランプパス（制限区域）又は標準パス（保安区域）を有している者で、空港管理者が業務上必要と認めた者

2 臨時ランプパスの有効期間は1ヶ月未満とし、制限区域への立入りは航空機走行区域外の限定された区域のみとする。ただし、航空機のプッシュバック又は航空機の地上走行開始の支援を行う場合は、一時的に航空機走行区域に立ち入ることができる。

3 臨時ランプパスの交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる全ての書類を所長に提出しなければならない。

(1) 制限区域内立入許可申請書（「臨時」と朱書きする。）

(2) 他の空港で有効なランプパス（制限区域）又は標準パス（保安区域）の写し（航空法第134条の規定により立入検査を行う者が申請を行う場合は、立入検査員証の写し）

(3) 制限区域安全知識を有することを示す書類（制限区域への立入りに限る。）

4 臨時ランプパスによる立入りで、車両運転の許可を受けようとする者は、「臨時」と朱書きした制限区域内車両運転許可申請書（規則別記第6号様式）を所長に提出しなければならない。所長は、第34条第1項及び同条第2項に準じて審査し、臨時ランプパスに車両運転許可を受けている旨の表示を行うことにより、許可したものとみなす。

（立入許可証の表示及び提示）

第11条 制限区域内立入者は、制限区域内への立入りに際し、第10条第1項及び第10条の2第1項に定める許可証等（以下「ランプパス等」という。）を左胸部又は、上腕部に着用し、外部から制限区域内立入者であることが容易に認識できるようにしなければならない。

2 職員又は運用者からランプパス等の提示要求があったときは、直ちにこれを提示しなければならない。

3 臨時ランプパスの交付を受けた者は、顔写真付きの身分証明書（社員証等）を必ず携帯しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第11条の2 ランプパス等の交付を受けた者は、ランプパス等をその目的以外に使用してはならない。

（有効範囲）

第12条 ランプパス等は、その本人についてのみ許可したものであり、これを所有する者は、無許可者を引率して入場できると解釈してはならない。

（使用制限）

第13条 ランプパス等を他人に使用させ、又は譲渡してはならない。

（管理義務）

第14条 ランプパス等の管理責任は、本人にあり、これらの保管は厳重に行い、紛失又は盗難の防止

に努めなければならない。

(管理責任者の指定)

第15条 ランプパス等の交付を受けている各事業所等は、ランプパス等の適正かつ厳重な管理を図るため制限区域内立入証管理責任者（以下「ランプパス等管理者」という。）を指定し、制限区域内立入証管理責任者届出書（別記第6号様式）を所長に届け出なければならない。

2 所長は、ランプパス等管理者を各事業者等における制限区域安全知識の付与に責任を有する者として、原則として半年毎に当該知識の付与に関する講習を実施する。また、その補助者を、制限区域安全知識の付与を担当する者とする。

3 ランプパス等管理者は、ランプパス等の適正かつ厳重な管理のため、交付を受けているランプパス等の数や状態等を月に1回以上確認し、紛失等の異常を覚知した場合には、直ちに所長へ報告しなければならない。

(亡失報告)

第16条 ランプパス等を失ったときは、直ちに亡失の経緯を制限区域内立入許可証等紛失届（別記第7号様式）により、ランプパス等管理者を通して、所長に報告しなければならない。

(再交付等)

第17条 ランプパス等を紛失、破損若しくは汚損し、又は氏名、所属の変更等記載事項の変更により再交付を受けようとする者は、制限区域内立入許可申請書に「再交付」と朱書きし、理由書を添付して提出しなければならない。

2 住所の変更等許可を受けた制限区域内立入許可申請書の記載事項に変更を生じた者は、再度当該申請書を提出するものとする。

(返納)

第18条 ランプパス等の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく当該ランプパス等を制限区域内立入許可証返納届（別記第8号様式）に添え返納しなければならない。ただし、第10条第1項第2号に定めるビジターパス又は腕章等及び第10条の2第1項に定める臨時ランプパスを返納する場合は、返納届に替え、職員に確認を受け返納するものとする。

- (1) 有効期間を過ぎた場合
- (2) 異動、退職等により失効した場合
- (3) 所長より返納を求められた場合

2 所長は、前項の制限区域内立入許可証返納届を受理した場合は、受付印を押印した当該返納届の写しを当該返納届の提出者に交付するものとする。

(更新)

第19条 制限区域内立入の許可の更新を受けようとする者は、有効期間満了前1週間以内に制限区域内立入許可申請書に「更新」と朱書きし、申請するものとする。

(遵守義務)

第20条 制限区域内立入許可者は、諸規程を遵守し、また所長の指示に従い、航空機の安全を害さないように注意するとともに、事故防止に努めなければならない。

(車両運行許可申請条件)

第21条 制限区域内において運行の用に供することのできる車両は、航空機の運航又は飛行場の管理に必要な最小限のものとし、所長が航空機の運航の安全を阻害するおそれのないものと認めたものであって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 原則として4輪以上の車両であること。（特殊作業車両を除く）
- (2) 車体は、航空機から容易に識別される鮮明な色で塗装され、かつ所属等が明瞭に表示されてい

るものとし、これによらない場合は標識旗等を容易に識別できる位置に掲げること。

ただし、空港管理者が指定する区域のみで使用される車両はこの限りではない。

(3) 航空機走行区域において使用する車両のうち、緊急車両及び保安用車両は青色閃光灯を、航空機誘導用車両及びその他の車両にあつては黄色閃光灯を装備していること。なお、青色閃光灯又は黄色閃光灯を装備するに当たっては「道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準緩和自動車の認定について」（平成19年2月6日付け国空用第327号）に基づき、地方運輸局の認定を受けること。

(4) ディーゼル車は、排気管から出る火の粉防止装置（スパークアレスター）を備え付けていること。ただし、平成10年規制以降の自動車排出ガス規制に適合している車両又は排気管からの火の粉が出ないことについて当該車両の自動車製造業者等が証明している車両はこの限りでない。

(5) 航空機の地上作業に直接従事する車両は、消火器を備え付けていること。

(6) けん引される車両は、停止時において車両が移動しないための制動装置又は車止めを有することとし、かつ、当該車両のうち夜間に使用するものは後部及び側面の視認しやすい位置に反射器を設置又は反射テープを貼付していること。

(7) 自動走行システムによる運転（以下「自動運転」という。）で走行する車両（以下「自動運転車両」という。）は、自動運転車両であることが外部から識別できるよう表示すること。

(8) その他、所長が特に必要と認めたもの

（車両運行許可申請）

第22条 制限区域内車両運行の許可を受けようとする者は、制限区域内車両運行許可申請書（規則別記第5号様式）を、所長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる車両の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 登録車両（道路運送車両法に基づき自動車登録ファイルに登録された車両又は軽自動車検査ファイルに記録された車両をいう。以下同じ。） 有効な自動車検査証

(2) 未登録自走車両（登録車両以外の車両のうち自走車両をいう。） 車両の構造及び装置が地方運輸局長の指定する指定自動車整備事業者による「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）に準じた検査に合格したことを証明する書類及び形状が特殊な場合はその略図又は写真

(3) 未登録非自走車両（登録車両以外の車両のうち自走車両以外の車両をいう。） 形状を示す略図又は写真

3 制限区域内に車両を駐車する場合には、駐車位置図を提出するものとする。

（車両運行許可）

第23条 所長は、制限区域内車両運行者に対して、次号に掲げる運行期間に応じて、当該各号に定める許可証（以下「運行許可証等」という。）を交付する。

(1) 24時間を越える運行 制限区域内車両運行許可証（別記第9号様式）及びランプステッカー（別記第10号様式）又は標識旗（別記第11号様式）。

(2) 24時間以内の運行 制限区域内車両運行許可証又は標識旗

2 前項第1号の制限区域内車両運行許可証の許可期間は、登録車両の場合にあつては自動車検査証の有効期間、又は未登録車両にあつては2年を限度とする。

3 所長は、第1項第1号の制限区域内車両運行許可証の写しを作成し、制限区域内車両運行車両台帳として管理するものとする。

4 所長は、標識旗と同等の機能を有する旗を、標識旗に代えることができる。（以下、「準標識旗」

という。)

5 所長は、前条の規定にかかわらず、標準ランプパス所有者又は第10条第4項の許可を受けようとする者が、車両を24時間未満の運行の用に供する場合は、ビジター用制限区域内立入許可申請書(車両運転・車両使用)(別記第5号様式)の車両番号欄に使用する車両番号を記載し、当該申請書に前条第2項各号に定める書類を添付することをもって当該申請とみなし、これと引き換えにビジターパス等を交付することにより許可したものとみなす。

(車両運行許可証の表示等)

第24条 制限区域内車両運行者は、制限区域内で許可車両を運行する際には、制限区域内車両運行許可証を当該車両に備え付けなければならない。

2 ランプステッカーは、原則として車両の前面及び後面に表示するものとする。また、標識旗又は準標識旗は外部から見やすいように掲げるものとする。

(亡失報告)

第25条 運行許可証等を失ったときは、直ちに亡失の経緯を制限区域内立入許可証等紛失届により所長に報告しなければならない。ただし、前条の規定によりランプパス等管理者を置く事業所については、ランプパス等管理者を通して報告しなければならない。

(再交付)

第26条 運行許可証等を紛失し、破損若しくは汚損した場合及び記載事項に変更を生じた場合に再交付を受けようとする者は、制限区域内車両運行許可申請書に、「再交付」と朱書きし、理由書を添付して提出しなければならない。

(返納)

第27条 運行許可証等の交付を受けた者は、廃車等により車両の運行を取り止めたときは、遅滞なく当該許可証等を制限区域内車両運行許可証返納届(別記第12号様式)に添え返納しなければならない。ただし、第23条第1項第2号に定める制限区域内車両運行許可証又は標識旗の交付を受けた者は、返納届に替え、職員に確認を受け返納するものとする。

(更新)

第28条 制限区域内車両運行の許可の更新を受けようとする者は、有効期間満了前1月以内に制限区域内車両運行許可申請書に、「更新」と朱書きし、申請するものとする。

(車両整備)

第29条 制限区域内車両運行者は、その都度、事前に制限区域内を運行する車両の整備が完全であることを確認しなければならない。

(自動運転車両における走行条件及び安全対策の設定等)

第30条 所長は、自動運転車両の承認を受けた者に対し、自動運転により走行を予定する経路においてあらかじめ試験走行を行わせ、経路、天候等の自動運転により走行する条件及び必要な安全対策について関係者と協議の上、設定すること。

2 自動運転車両の承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 前項の規定により設定した自動運転により走行する条件を満たさない場合は、自動運転により車両を走行させないこと。

(2) 自動運転により車両を走行させる場合は、制限区域内車両運転の許可を受け、かつ、事業者による自動運転の状態の監視及び手動による危険回避等の操作に係る訓練を修了し、当該事業者の責任者から運転することが認められている者(以下「自動運転車両運転者」という。)を乗車させること。

(3) 自動運転により車両を走行させる場合は、自動運転車両運転者に常時自動運転の状態を監視

させるとともに、必要な場合は手動による危険回避等の操作を行わせること。

(積載制限)

第31条 制限区域内においては、車両の定員及び荷物の規定積載量を越えて、乗車又は積載してはならない。

(運転許可申請条件)

第32条 条例第11条ただし書に規定する制限区域内車両運転の許可は、所長が業務上必要と認められた者で、都道府県の公安委員会の発行した運転免許証又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第107条の2に定める国際運転免許証、国際運転免許証及び国際運転免許証を発給している国若しくは地域の行政庁又は権限のある機関の免許に係る運転免許証若しくは外国運転免許証（以下「運転免許証等」という。）及び制限区域内立入証を有する者でなければならない。ただし、所長が特に許可した者については、この限りでない。

(運転許可申請)

第33条 制限区域内車両運転の許可を受けようとする者は、制限区域内車両運転許可申請書を所長に提出しなければならない。

2 前項の申請の際、運転免許証等の写しを添付するものとする。

3 第34条第2項第3号の規定により講習等の免除を受けようとする場合は、車両運転に必要な知識を有することを示す書類及び他の空港において有効な車両運転許可証の写し又は当該空港の車両運転許可証を有していたことを示す書類を制限区域内車両運転許可申請書に添付するものとする。

(車両運転許可)

第34条 所長は、第32条に該当する者について、制限区域内車両運転許可申請書の提出を受け、これを審査し、講習等を実施した後、制限区域内立入証に「車両運転許可」印を付して、これを交付する。

2 所長は、次の各号に掲げる場合は、講習等を免除することができる。

(1) 申請者が過去2年以内に講習等を受けており、かつ、過去1年以内に制限区域内車両運転許可を受けている場合

(2) 職員、運用人並びに天草空港において気象観測業務、消防業務、航空灯火保守管理業務及び機械警備業務並びに国内定期航空運送事業（整備業務含む。）に従事する者が制限区域内車両運転の許可の更新を申請する場合

(3) 他の空港の車両運転許可を受けている者又は過去1年以内に当該他の空港の車両運転許可を有していた者が、航空機走行区域以外における車両運転許可（航空機のプッシュバック又は航空機の地上走行開始の支援を行うため、一時的に航空機走行区域に立ち入るものを含む。）を受けようとする場合で、当該者が制限区域内における車両運転に必要な知識を有していると認められるとき。

(4) 制限区域内車両運転許可を受けている標準ランプパス所有者が、申請者が運転する車両に同乗し、又は当該車両を先導して誘導を受ける場合

3 所長は、前条の規定にかかわらず、第10条第4項の許可を受けようとする者が、もっぱら制限区域内で車両を運転することを目的とする場合については、立入許可申請時にビジター用制限区域内立入許可申請書（車両運転・車両使用）（別記第5号様式）に車両運転の旨を併せ記載し、当該申請者の運転免許証等の写しを添付することをもって当該申請とみなし、これと引き換えにビジターパス等を交付することにより許可したものとみなす。この場合、制限区域内車両運転許可を受けている標準ランプパス所有者が、申請者が運転する車両に同乗し、又は当該車両を先導して誘導を受けなければならない。

4 第1項の講習等の内容は、次に掲げる事項を含めるものとする。

- (1) 空港基本施設の概要
- (2) 車両と航空機に関連する車両運転規則等
- (3) 低視程時における車両の運用方法
- (4) 航空機のジェットブラスト等による影響
- (5) 無線電話の適切な取扱方法
- (6) ICAO用語を含む航空交通管制に使用される用語及び表現

(運転できる車両の範囲)

第34条の2 制限区域内で運転できる車両の範囲は次のとおりとし、これに従って運転すること。

- (1) 航空機の整備又はグラウンドハンドリングに従事する車両(旅客の輸送に従事する車両を除く。)
所有する、運転免許証に運転できる車両の種類として記載された車両の範囲又は事業者による車両運転に係る訓練を修了し、当該事業者の責任者から運転することが認められている車両の範囲。
- (2) 前号に定める車両以外の車両
所有する運転免許証に運転できる車両の種類として記載された車両の範囲

2 制限区域内立入許可及び制限区域内車両運転許可を有する者で、事業者から次の各号について記載した訓練計画書の提出を受け空港の安全上及び航空機の運航に支障がないと所長が認めたものは、前項第1号の訓練に限り、運転できる車両の範囲を超えて運転することができる。

- (1) 訓練予定期間、訓練予定日、訓練時間
- (2) 訓練の目的
- (3) 訓練車両
- (4) 訓練の場所(航空機走行区域外に限る。)及び走行経路並びに訓練の内容
- (5) 訓練責任者名、訓練者名
- (6) 安全対策、異常事態の対処方法

3 前項の訓練は、必ず訓練責任者が同乗又は随行し、常に対空通信室と連絡が取れるよう、管理事務所から携帯無線機を借用し、携行しなければならない。また、対空通信室に対し、訓練開始、終了の報告をすることとする。

(航空機優先)

第35条 第34条の許可を受けた者は、制限区域内における車両の走行については、すべて航空機が優先することを認識し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地上において、移動する航空機の前方向路上で停車し、又は駐車してはならない。もし、航空機が前方又は後方から現れ、かつ、航空機の航行を妨げるおそれのある場合には、通路を外して停止し、進路を譲らなければならない。この際、急激な運転操作をしてはならない。
- (2) 航空機始動のため必要な車両を除き、航空機のエンジン始動中及び始動直前に航空機の前、又は後方で車両の操作を行ってはならない。
- (3) 航空機の地上作業のためやむを得ない車両を除き、航空機の下部で車両の操作を行ってはならない。
- (4) 航空機に向かっての後退は、車両の外に人を配し、適切な距離を保って誘導する場合のほか行ってはならない。
- (5) その他、航空機の運航を阻害するおそれのある行為をしてはならない。

(旅客の優先)

第36条 旅客がエプロンを歩行中は、必ず停止し進路を譲らなければならない。

(車両通行帯)

第37条 車両は、エプロン内において航空機の地上作業に直接従事する場合を除くほか、原則として車両通行帯を走行しなければならない。

(制限速度)

第38条 制限区域内における車両の最高速度は次の各号に定めるとおりとする。ただし、所長の許可を受けた車両は、この限りでない。

- (1) 場周道路を走行する場合は、毎時40キロメートル
- (2) 場周道路以外の車両通行帯を走行する場合は、毎時30キロメートル
- (3) 航空機の周辺30メートル以内では、毎時15キロメートル
- (4) 航空機に向かって走行する場合、5メートル以内に接近したときは、毎時10キロメートル
- (5) けん引車(カート類その他をけん引する車両を含む。)ベルトローダー、トランスポーター及びフォークリフト車は、毎時15キロメートル
- (6) 航空機をけん引する場合は、毎時10キロメートル

(進路変更)

第39条 正面又はこれに近い角度で接近する車両相互にあつては、速度を落とし、互いに進路を左に変えなければならない。

(一旦停止等)

第40条 制限区域内において、一旦停止の標識及び停止線の標示が施してある場合等では必ず一旦停止し、又は待機するなど安全を確認した後でなければ走行してはならない。

- 2 航空機が、スポットに入る体勢をとった時から停止するまでは、車両はスポットの手前で停止し、待機しなければならない。
- 3 緊急車両及び航空保安業務に従事する車両が緊急用務のため接近してきたときは、他の車両は道路の左側に寄るなどして、これに進路を譲らなければならない。

(停車)

第41条 地上作業のため航空機の真近で停車する場合は、エンジンを停止し(その作業にエンジン動力を必要とする車両を除く。)、完全にパーキングブレーキをかけ、必要に応じ車輪止めを施す等、車両が移動しないよう措置を講じなければならない。

(低視程時の車両運転)

第42条 所長は制限区域内車両運転者に対して、低視程時において留意すべき次の各号について予め指導を行わなければならない。

- (1) 制限区域への車両の立ち入りを必要最小限とすること。
- (2) 通常時よりも減速して走行すること。
- (3) 車両運転中における外部監視を強化すること。
- (4) 航空機走行区域へ立ち入る場合は、航空機の動向に特に注意し、対空通信室等と常に連絡を保ち、作業時間、場所及び車両の走行経路について通報すること。
- (5) 日中帯にあつても、必要に応じて前照灯を点灯すること。なお、点灯は下向きに行うものとする。
- (6) 視程を常時良好に保つため、車両の窓の汚れを除去すること。
- (7) 必要に応じ、飛行場の制限区域図を携帯し、現在地を常に把握するように努めること。

(車両の管理義務)

第43条 事業所等は、自主的に安全管理体制を整え、定期的に教育訓練を実施し、この要領又は設けられた社内規則に規定する車両等の安全運転に関する事項を遵守しなければならない。

(着陸帯への進入)

第44条 着陸帯への進入は原則としてこれを認めない。ただし、次の各号に適合する車両であって特に所長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(1) 対空通信室と連絡可能な無線電話を搭載した車両

(2) 対空通信室と連絡可能な無線電話を搭載した車両の先導のもとに走行する車両

2 前項ただし書により着陸帯への進入を認められた車両の運転者は、事前に所長と、実際に着陸帯へ立ち入ろうとする時点で、対空通信室と連絡を取り合わねばならない。また、その他の所定の事項について打合わせを行わなければならない。

(救急車両の誘導)

第45条 救急車両は、原則として正門から出入りするものとし、要請者又はその代行者がこれを誘導するものとし、その他の場合は、その都度、職員等の指示に従わなければならない。

(交通規制)

第46条 所長が必要があると認める場合は、この要領にかかわらず所要の交通規制を行うことができる。

(工事等関係者の立入許可申請等)

第47条 工事等関係者の制限区域内立入り、制限区域内車両運行又は制限区域内車両運転許可の申請は、規則第7条及び第8条の規定にかかわらず、この要領によるものとする。

2 前項の許可を受けようとする者は、制限区域内立入・車両運行・車両運転許可申請書(別記第13号様式)を、遅くとも工事等の着手前日までに所長に提出しなければならない。

3 前項の許可申請の際は、誓約書(別記第14号様式)その他申請書に記載されている添付書類を提出するものとする。

(工事等関係者の立入許可等)

第48条 所長は、工事等関係者の制限区域内立入許可については第10条を、制限区域内車両運行許可については第23条を準用する。この場合において、第10条第4項及び第23条第5項中「ビクター用制限区域内立入許可申請書(車両運転・車両使用)(別記第5号様式)」とあるのは「ビクター用制限区域内立入許可申請書(車両運転・車両使用)(工事等用)(別記第5号の2様式)」と読み替えるものとする。

(工事等関係者の車両運転許可)

第48条の2 所長は、工事等関係者で第32条に該当する者について、第47条第2項の申請書の提出を受け、これを審査し、講習等を実施した後、制限区域内立入証に「車両運転許可」印を付して、これを交付する。

2 所長は、次の各号に掲げる場合は、講習等を免除することができる。

(1) 申請者が過去2年以内に講習等を受けており、かつ、過去1年以内に制限区域内車両運転許可(許可条件が同等と認められる場合に限る。)を受けている場合

(2) 申請者が航空機の運航の安全を阻害するおそれのない者として、次の各号に掲げる条件を満たしている場合

ア 運転を行う工事等作業区域(工事等作業の現場に至る通路を含む。以下同じ。)において、航空機の運航に関連する規制がないこと。

イ 運転を行う工事等作業区域に航空機走行区域を含む場合は、当該区域が閉鎖されていること。また、運転を行う工事等作業区域が航空機走行区域と接続する場合は、工事等関係者が誤って航空機走行区域に進入しないような措置がとられていること。

ウ 車両運転許可を受けようとする者が制限区域内における車両運転に必要な知識を有すること。また、このことを示す書類を第47条第2項の申請書に添付すること。

(3) 制限区域内車両運転許可を受けている標準ランプパス所有者又は車両運転に係る講習等を受けた者が、申請者が運転する車両に同乗し、又は当該車両を先導して誘導を受ける場合

3 前条において読み替えて準用する第10条第4項の許可を受けようとする者が、制限区域内で車両を運転する場合には、第34条第3項の規定を準用する。この場合において、「ビジター用制限区域内立入許可申請書（車両運転・車両使用）（別記第5号様式）」とあるのは「ビジター用制限区域内立入許可申請書（車両運転・車両使用）（工事等用）（別記第5号の2様式）」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の講習等の内容については、第34条第4項の規定を準用する。

(遵守事項)

第49条 工事等関係者は、制限区域内における工事等の実施に当たり、この要領の規定を準用するほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事等の現場に至る経路は、指定を受けた通路とし、工事等のためその他の経路をブロックし、飛行場の日常業務の円滑な流れを妨げてはならない。
- (2) 工事等の現場には、責任者又はその代行者を配置し、管理事務所との連絡を密にするとともに、これらの者は工事等の時間帯は、現場を離れてはならない。
- (3) 工事等の従事者及び器材等には、当該工事等に従事するものであることを明確に識別できる方法を講じなければならない。
- (4) 火気を使用する場合は、規則第9条に基づく許可を受けなければならない。
- (5) 制限区域内における車両使用及び運転方法等に係る規定について遵守しなければならない。
- (6) 航空機走行区域への進入は、ノータム等で閉鎖を公示している部分を除き、対空通信室の許可を受けて行い、同区域内では常時対空通信室と通信を維持し、その指示に従わなければならない。
- (7) 工事等作業に使用する機材等と制限表面との関係を確認しなければならない。
- (8) 特殊な薬品などの物質を運搬又は作業に使用する場合にあっては、異常事態が発生した際に必要な対策が講じられていなければならない。
- (9) 工事等の実施中に事故が発生した場合は、事故報告書（別記第14号の2様式）を所長へ提出しなければならない。
- (10) 工事等の責任者又はその代行者は、制限区域内における作業日報（別記第15号様式）を前日又は遅くとも当日就業前までに提出しなければならない。
- (11) ランプパス等の保管は厳重にし、盗難の防止に努めなければならない。
- (12) 当日就業後及び工事等完了後は、ランプパス等及び運行許可証等を返納し、職員に終了の確認を受けなければならない。

(講習会等の開催)

第50条 所長は、安全の確保及びこの要領の遵守並びに周知徹底を図るため、必要と認めた場合には、工事等の着手前に関係者に対し、講習会又は説明会を開催するものとする。

(自転車の使用)

第51条 制限区域において自転車をしようとする事業者は、自転車使用届出書（別記第16号様式）を、所長に届け出なければならない。

2 前項の届出をする事業者は、次の各号のすべてを遵守しなければならない。

- (1) 自転車の使用は、業務上必要最小限度の台数とする。
- (2) 自転車の使用区域は、航空機の航行を妨げず、航空機のジェットブラスト等の影響を受けない建物沿い、場周道路に限る。
- (3) 自転車は、使用中の一時的な乗降を除いて、各事業所において使用が認められている建物内

に駐輪しなければならない。

(4) 自転車は、あらかじめ自転車を使用する者が点検を実施し、安全を確認した上でなければ使用してはならない。また、各事業者において、自転車の使用日時や点検の実施状況が確認できる体制を整備しなければならない。

(5) 自転車を使用する者は、道路交通法等に準じて使用する他、第35条から第37条、第40条、第41条の規定を準用し、使用しなければならない。

(6) 事業者は、強風や降雪等の悪天候時、正常な自転車の使用が困難であると認められる場合、自転車を使用させてはならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第52条 この要領の規定による申請等は、熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例第5条の規定の例により行うことができる。

附 則

この要領は、平成12年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月24日から施行する。(※腕章様式のみ改定)

附 則

この要領は、平成27年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月18日から施行する。ただし、第51条の改正、別記第6号様式の改正、別記第7号様式中「印」及び備考の削除に係る改正、別記第8号様式、別記第12号様式の改正、別記第13号様式、別記第14号様式中「印」の削除に係る改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年3月17日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の制限区域安全管理要領の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の制限区域安全管理要領の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。